

入会申請時に添付する「事業届」について

その法人が事業活動を行うにあたって法的に義務づけられている諸手続きを正しく履行しているかどうかを判断するためのものです。

基本的には法人設立届の控えを添付してください。控えが保存されていない場合は、以下書類のいずれかに代えてください。

法人設立届（控）

会社の基本的な内容を税務署に告知するための届。この届をすると「法人税」の課税対象となる。会社設立の際の義務となっている。

手続き先：所管税務署

-----以下、法人設立届が無い場合-----

法人事業所設置届（控）

雇用保険適用事業所設置届。企業が労働者を雇用した日の翌日から10日以内に届出しなければならない書類のことで、従業員を雇用保険に加入する義務が発生する。

手続き先：所管ハローワーク

所在証明書

法人市民税の申告に基づき、法人基本台帳に登録されていることを証明するもの。

請求先：市役所等

法人事業税証明書

未納や滞納処分を受けたことがないという証明書。

請求先：都道府県税務署

住民税納税証明書

住民税の課税状況がわかる証明書。

請求先：市区町村

-----個人事業者の場合-----

事業開始届（控）

新たに事業をはじめた際の届出書類。

手続き先：所管税務署